

山梨県公報

第六百六十七号

令和八年

六月二十九日

月曜日

目次

告示

○保安林の指定の予定

公告

○大規模小売店舗を設置する者の変更の届出

○大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出（三件）

○大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出（十四件）

○土地改良法第八十八条第一項の規定による県営土地改良事業計画の変更

公安委員会

○山梨県警察行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

○山梨県警察行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則第三条第二項ただし書に規定する措置の一部を改正する告示

告 示

山梨県告示第二百十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和八年六月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 保安林の所在場所 都留市井倉字池ノ山一八八六の一八、一八八六の一九

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字池ノ山一八八六の一八（次の図に示す部分に限る。）

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び都留市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

◎ 大規模小売店舗を設置する者の変更の届出
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和八年六月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 三菱HCキャピタルエステートプラス株式会社 代表取締役 北原克哉 東京都千代田区丸の内一丁目六番五号
- 届出の概要
 - 大規模小売店舗の名称及び所在地 ツルハドラッグ北杜須玉店 山梨県北杜市須玉町大豆生田字大免七百三十番一 外
 - 変更した事項 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
三菱HCキャピタルエステートプラス株式会社 代表取締役 野々口剛 東京都千代田区丸の内一丁目六番五号	三菱HCキャピタルエステートプラス株式会社 代表取締役 北原克哉 東京都千代田区丸の内一丁目六番五号

- 変更の年月日 令和八年四月一日
- 届出年月日 令和八年六月一日
- 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
- 縦覧期間 この公告の日から令和八年十月二十九日まで

◎ 大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和八年六月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 荒井機業株式会社
会社 代表取締役 荒井康博 山梨県富士吉田市下吉田六丁目二十六番五十八号
外一者

二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 DCM富士吉田店 山梨県富士吉田市下吉田六丁目二十四番三十九号
- 2 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
DCM株式会社 代表取締役 石黒靖規 東京都品川区南大井六丁目二十二番七号	DCM株式会社 代表取締役 神谷浩邦 東京都品川区南大井六丁目二十二番七号

- 3 変更の年月日 令和八年三月一日
- 三 届出年月日 令和八年五月二十八日
- 四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター

五 縦覧期間 この公告の日から令和八年十月二十九日まで

◎ 大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和八年六月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 織田實明 東京都千代田区麹町五丁目一番地一 外一者

二 届出の概要
1 大規模小売店舗の名称及び所在地 竜王駅前ショッピングセンター 山梨県甲斐市大下条字上河原千六百七十二番地一 外

2 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
DCM株式会社 代表取締役 石黒靖規 東京都品川区南大井六丁目二十二番七号 外一者	DCM株式会社 代表取締役 神谷浩邦 東京都品川区南大井六丁目二十二番七号 外一者

3 変更の年月日 令和八年三月一日

三 届出年月日 令和八年五月二十八日

四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター

五 縦覧期間 この公告の日から令和八年十月二十九日まで

◎ 大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和八年六月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 イオンリテール株式会社 代表取締役 古澤康之 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 イオン石和店 山梨県笛吹市石和町駅前十六番地一

2 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
イオンビッグ株式会社 代表取締役 三浦弘 愛知県名古屋市中村区名駅五丁目二十五番八号 外八者	イオンビッグ株式会社 代表取締役 三浦弘 愛知県名古屋市中村区名駅五丁目二十五番八号 外七者

3 変更の年月日 平成二十三年六月一日 外

三 届出年月日 令和八年六月八日

四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター

五 縦覧期間 この公告の日から令和八年十月二十九日まで

◎ 大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和八年六月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 DCM株式会社
社 代表取締役 神谷浩邦 東京都品川区南大井六丁目二十二番七号

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 DCM塩山店 山梨県甲州市塩山下塩後字向原九百十八番地 外

2 変更した事項

(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	DCM株式会社 代表取締役 石黒靖規 東京都品川区南大井六丁目二十二番七号	変更後	DCM株式会社 代表取締役 神谷浩邦 東京都品川区南大井六丁目二十二番七号
-----	---	-----	---

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	DCM株式会社 代表取締役 石黒靖規 東京都品川区南大井六丁目二十二番七号	変更後	DCM株式会社 代表取締役 神谷浩邦 東京都品川区南大井六丁目二十二番七号
-----	---	-----	---

3 変更の年月日 令和八年三月一日

三 届出年月日 令和八年五月二十八日

四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター

五 縦覧期間 この公告の日から令和八年十月二十九日まで

◎ 大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和八年六月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 DCM株式会社
社 代表取締役 神谷浩邦 東京都品川区南大井六丁目二十二番七号

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 DCM甲府向町店 山梨県甲府市向町百八十七番地 外

2 変更した事項

(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	DCM株式会社 代表取締役 石黒靖規 東京都品川区南大井六丁目二十二番七号	変更後	DCM株式会社 代表取締役 神谷浩邦 東京都品川区南大井六丁目二十二番七号
-----	---	-----	---

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	DCM株式会社 代表取締役 石黒靖規 東京都品川区南大井六丁目二十二番七号	変更後	DCM株式会社 代表取締役 神谷浩邦 東京都品川区南大井六丁目二十二番七号
-----	---	-----	---

3 変更の年月日 令和八年三月一日

三 届出年月日 令和八年五月二十八日

四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター

五 縦覧期間 この公告の日から令和八年十月二十九日まで

◎ 大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和八年六月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 DCM株式会社
社 代表取締役 神谷浩邦 東京都品川区南大井六丁目二十二番七号

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 DCM富士川店 山梨県南巨摩郡富士川町青柳町八百六十七番一 外

2 変更した事項

(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	DCM株式会社 代表取締役 石黒靖規 東京都品川区南大井六丁目二十二番七号	変更後	DCM株式会社 代表取締役 神谷浩邦 東京都品川区南大井六丁目二十二番七号
-----	---	-----	---

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	DCM株式会社 代表取締役 石黒靖規 東京都品川区南大井六丁目二十二番七号	変更後	DCM株式会社 代表取締役 神谷浩邦 東京都品川区南大井六丁目二十二番七号
-----	---	-----	---

3 変更の年月日 令和八年三月一日

三 届出年月日 令和八年五月二十八日

四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター

五 縦覧期間 この公告の日から令和八年十月二十九日まで

◎ 大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和八年六月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 DCM株式会社
社 代表取締役 神谷浩邦 東京都品川区南大井六丁目二十二番七号

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 DCM上野原店 山梨県上野原市新田千四百六十番地

2 変更した事項

(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	DCM株式会社 代表取締役 石黒靖規 東京都品川区南大井六丁目二十二番七号	変更後	DCM株式会社 代表取締役 神谷浩邦 東京都品川区南大井六丁目二十二番七号
-----	---	-----	---

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	DCM株式会社 代表取締役 石黒靖規 東京都品川区南大井六丁目二十二番七号	変更後	DCM株式会社 代表取締役 神谷浩邦 東京都品川区南大井六丁目二十二番七号
-----	---	-----	---

3 変更の年月日 令和八年三月一日

三 届出年月日 令和八年五月二十八日

四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター

五 縦覧期間 この公告の日から令和八年十月二十九日まで

◎ 大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和八年六月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 DCM株式会社
社 代表取締役 神谷浩邦 東京都品川区南大井六丁目二十二番七号

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ケーゾデンキ塩山店 山梨県甲州市塩山下於
曾千三百二十五番地

2 変更した事項

(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	DCM株式会社 代表取締役 石黒靖規 東京都品川区南大井六丁目二十二番七号	変更後	DCM株式会社 代表取締役 神谷浩邦 東京都品川区南大井六丁目二十二番七号
-----	---	-----	---

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	株式会社岡島 代表取締役 雨宮潔 山梨県甲府市丸の内一丁目二十一番十五号	変更後	株式会社岡島 代表取締役 雨宮潔 山梨県甲府市丸の内一丁目十六番二十号
-----	--	-----	---

3 変更の年月日 令和五年三月三日 外

三 届出年月日 令和八年五月二十八日

四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター

五 縦覧期間 この公告の日から令和八年十月二十九日まで

◎ 大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和八年六月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 DCM株式会社
社 代表取締役 神谷浩邦 東京都品川区南大井六丁目二十二番七号

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 DCM一宮店 山梨県笛吹市一宮町竹原田字
川原口丁千三百六十番 外

2 変更した事項

(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	DCM株式会社 代表取締役 石黒靖規 東京都品川区南大井六丁目二十二番七号	変更後	DCM株式会社 代表取締役 神谷浩邦 東京都品川区南大井六丁目二十二番七号
-----	---	-----	---

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	DCM株式会社 代表取締役 石黒靖規 東京都品川区南大井六丁目二十二番七号 外一者	変更後	DCM株式会社 代表取締役 神谷浩邦 東京都品川区南大井六丁目二十二番七号 外一者
-----	---	-----	---

3 変更の年月日 令和八年三月一日

三 届出年月日 令和八年五月二十八日

四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター

五 縦覧期間 この公告の日から令和八年十月二十九日まで

◎ 大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和八年六月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 DCM株式会社
社 代表取締役 神谷浩邦 東京都品川区南大井六丁目二十二番七号

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 DCM 韮崎店 山梨県韮崎市藤井町南下條字
下河原百五十二番地 外

2 変更した事項

(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	DCM株式会社 代表取締役 石黒靖規 東京都品川区南大井六丁目二十二番七号	変更後	DCM株式会社 代表取締役 神谷浩邦 東京都品川区南大井六丁目二十二番七号
-----	---	-----	---

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	DCM株式会社 代表取締役 石黒靖規 東京都品川区南大井六丁目二十二番七号 外一者	変更後	DCM株式会社 代表取締役 神谷浩邦 東京都品川区南大井六丁目二十二番七号 外一者
-----	--	-----	--

3 変更の年月日 令和八年三月一日

三 届出年月日 令和八年五月二十八日

四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター

五 縦覧期間 この公告の日から令和八年十月二十九日まで

◎ 大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和八年六月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 DCM株式会社
社 代表取締役 神谷浩邦 東京都品川区南大井六丁目二十二番七号 外一者

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 DCM田富モール 山梨県中央市山之神字流通団地三千三十三番五 外

2 変更した事項

(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	DCM株式会社 代表取締役 石黒靖規 東京都品川区南大井六丁目二十二番七号	変更後	DCM株式会社 代表取締役 神谷浩邦 東京都品川区南大井六丁目二十二番七号
-----	---	-----	---

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	DCM株式会社 代表取締役 石黒靖規 東京都品川区南大井六丁目二十二番七号 外一者	変更後	DCM株式会社 代表取締役 神谷浩邦 東京都品川区南大井六丁目二十二番七号 外一者
-----	---	-----	---

3 変更の年月日 令和八年三月一日

三 届出年月日 令和八年五月二十八日

四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター

五 縦覧期間 この公告の日から令和八年十月二十九日まで

◎ 大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和八年六月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 DCM株式会社
社 代表取締役 神谷浩邦 東京都品川区南大井六丁目二十二番七号 外一者

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 甲府東ショッピングセンター 山梨県甲府市和戸町藤塚三百六十七番一 外

2 変更した事項

(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	DCM株式会社 代表取締役 石黒靖規 東京都品川区南大井六丁目二十二番七号 外一者	変更後	DCM株式会社 代表取締役 神谷浩邦 東京都品川区南大井六丁目二十二番七号 外一者
-----	---	-----	---

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	DCM株式会社 代表取締役 石黒靖規 東京都品川区南大井六丁目二十二番七号 外一者	変更後	DCM株式会社 代表取締役 神谷浩邦 東京都品川区南大井六丁目二十二番七号 外一者
-----	---	-----	---

3 変更の年月日 令和八年三月一日

三 届出年月日 令和八年五月二十八日

四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター

五 縦覧期間 この公告の日から令和八年十月二十九日まで

◎ 大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和八年六月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 DCM株式会社
社 代表取締役 神谷浩邦 東京都品川区南大井六丁目二十二番七号

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 DCM甲州店 山梨県甲州市勝沼町山字西田
門百八十五番地二 外

2 変更した事項

(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	DCM株式会社 代表取締役 石黒靖規 東京都品川区南大井六丁目二十二番七号	変更後	DCM株式会社 代表取締役 神谷浩邦 東京都品川区南大井六丁目二十二番七号
-----	---	-----	---

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	DCM株式会社 代表取締役 石黒靖規 東京都品川区南大井六丁目二十二番七号 外一者	変更後	DCM株式会社 代表取締役 神谷浩邦 東京都品川区南大井六丁目二十二番七号 外一者
-----	---	-----	---

3 変更の年月日 令和八年三月一日

三 届出年月日 令和八年五月二十八日

四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター

五 縦覧期間 この公告の日から令和八年十月二十九日まで

◎ 大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和八年六月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 DCM株式会社
社 代表取締役 神谷浩邦 東京都品川区南大井六丁目二十二番七号

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 DCM櫛形店 山梨県南アルプス市桃園字八反畑千四百二十九番地一 外

2 変更した事項

(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	DCM株式会社 代表取締役 石黒靖規 東京都品川区南大井六丁目二十二番七号	変更後	DCM株式会社 代表取締役 神谷浩邦 東京都品川区南大井六丁目二十二番七号
-----	---	-----	---

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	DCM株式会社 代表取締役 石黒靖規 東京都品川区南大井六丁目二十二番七号 外一者	変更後	DCM株式会社 代表取締役 神谷浩邦 東京都品川区南大井六丁目二十二番七号 外一者
-----	---	-----	---

3 変更の年月日 令和八年三月一日

三 届出年月日 令和八年五月二十八日

四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター

五 縦覧期間 この公告の日から令和八年十月二十九日まで

◎ 大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和八年六月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社フォレストモール 代表取締役 尾崎幸太郎 東京都新宿区西新宿二丁目六番一号新宿住友ビル十一階 外二者

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 フォレストモール富士河口湖 山梨県南都留郡富士河口湖町小立字白木平八千十七番一 外

2 変更した事項

(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
DCM株式会社 代表取締役 石黒靖規 東京都品川区南大井六丁目二十二番七号	DCM株式会社 代表取締役 神谷浩邦 東京都品川区南大井六丁目二十二番七号

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
DCM株式会社 代表取締役 石黒靖規 東京都品川区南大井六丁目二十二番七号 外八者	DCM株式会社 代表取締役 神谷浩邦 東京都品川区南大井六丁目二十二番七号 外八者

3 変更の年月日 令和八年三月一日

三 届出年月日 令和八年五月二十八日

四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター

五 縦覧期間 この公告の日から令和八年十月二十九日まで

◎ 大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和八年六月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 DCM株式会社
社 代表取締役 神谷浩邦 東京都品川区南大井六丁目二十二番七号 外一者

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 南アルプスビッグステージ 山梨県南アルプス市在家塚五百六十五番地

2 変更した事項

(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	DCM株式会社 代表取締役 石黒靖規 東京都品川区南大井六丁目二十二番七号	変更後	DCM株式会社 代表取締役 神谷浩邦 東京都品川区南大井六丁目二十二番七号
-----	---	-----	---

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	DCM株式会社 代表取締役 石黒靖規 東京都品川区南大井六丁目二十二番七号 外三者	変更後	DCM株式会社 代表取締役 神谷浩邦 東京都品川区南大井六丁目二十二番七号 外四者
-----	---	-----	---

3 変更の年月日 令和七年五月十六日 外

三 届出年月日 令和八年五月二十八日

四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター

五 縦覧期間 この公告の日から令和八年十月二十九日まで

◎ 大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和八年六月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社オギノ 代表取締役 荻野雄二 山梨県甲府市德行一丁目二番十八号 外一者

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 オギノ双葉店・DCM双葉店 山梨県甲斐市龍地三千二百八十五番地 外

2 変更した事項

(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	DCM株式会社 代表取締役 石黒靖規 東京都品川区南大井六丁目二十二番七号 外一者	変更後	DCM株式会社 代表取締役 神谷浩邦 東京都品川区南大井六丁目二十二番七号 外一者
-----	---	-----	---

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	DCM株式会社 代表取締役 石黒靖規 東京都品川区南大井六丁目二十二番七号 外四者	変更後	DCM株式会社 代表取締役 神谷浩邦 東京都品川区南大井六丁目二十二番七号 外四者
-----	---	-----	---

3 変更の年月日 令和七年六月二十日 外

三 届出年月日 令和八年五月二十八日

四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター

五 縦覧期間 この公告の日から令和八年十月二十九日まで

◎ 土地改良法第八十八条第一項の規定による県営土地改良事業計画の変更

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十八条第一項の規定により県営土地改良事業（穴山地区 畑地帯総合整備事業）計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、及び次のとおり関係書類を縦覧に供する。なお、この公告に係る決定に対して不服があるときは、山梨県知事に審査請求をすることができる。また、この公告に係る決定については、前記の審査請求のほか、山梨県を被告として、取消しの訴えを提起することができる。

令和八年六月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 縦覧書類 変更後の県営土地改良事業計画の写し
- 二 縦覧期間 この公告の日から令和八年七月二十八日まで
- 三 縦覧場所 韮崎市役所
- 四 審査請求期間 この公告の日から令和八年八月十二日まで

公安委員会

山梨県公安委員会規則第三号

山梨県警察行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年六月二十九日

山梨県公安委員会

委員長 高 橋 英 尚

山梨県警察行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

山梨県警察行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十七年山梨県公安委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「この規則は、国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年国家公安委員会規則第六号）第十一条及び山梨県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」を「公安委員会等が所管する手続等を、山梨県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」に改め、「、公安委員会等が所管する手続を」を削る。

第二条第一項第二号を次のように改める。

二 条例等 条例及び執行機関の規則（規程を含む。）をいう。

第二条第一項第三号に次のように加える。

ハ 地方公共団体組織認証基盤（行政機関の長その他の地方公務員の職を証明することその他地方公共団体が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の職責証明書に基づく電子署名

第二条第一項第五号及び第六号を削り、同条第二項を削る。

第三条第一項及び第三項中「情報通信技術活用法第六条第一項又は」を削り、同条第五項中「法令」を「条例等」に改める。

第五条を削る。

第六条第一項中「情報通信技術活用法第七条第一項及び」を削り、同条を第五条とする。

第七条を削り、第八条を第六条とし、第九条を第七条とする。

第十条第一項中「情報通信技術活用法第六条第四項又は」を削り、同条第二項中「情報通信技術活用法第七条第四項並びに」を削り、同条を第八条とする。

第十一条を削り、第十二条を第九条とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山梨県警察本部長告示第二十一号

山梨県警察行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則第三条第二項ただし書に規定する措置（令和三年山梨県警察本部長告示第二十一号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

令和八年六月二十九日

山梨県警察本部長 仲 村 健 二

四中「第十条」を「第八条」に改める。

五中「第六条」を「第五条」に改める。

六及び七を削る。